

# 令和3年度京都市立洛北中学校「学校いじめの防止等基本方針」

## いじめの基本認識

いじめは古くて新しい、そして今日的な問題であり、その防止等の取り組みは将来にわたって確実に推進していく必要がある本市の重要課題である。また、有識者や教育関係者から、いじめの問題の背景には、マスメディアなどにおける他人の弱みを嘲笑したり、あたかも暴力を肯定するかのような行為、悪質な他者への差別行為を許容する社会風潮があるとの指摘もなされている。即ち、いじめの問題への対応は、これからも全社会的観点から検討し対処していくべき重要な国民的課題である。

## 京都市における取り組み

京都市は、平成19年2月5日、家庭や地域社会における大人全員の行動規範として、「京都はぐくみ憲章(子どもと共に育む京都市民憲章)」を制定し、子どもを健やかかつ心豊かに育む社会を構築するための取り組みの一つとして「いじめから子どもの命を守ります」を掲げ、各機関・団体と連携して、いじめ防止等の関する取り組みを市民ぐるみで展開している。

## 京都市いじめ防止等取り組み指針の策定

京都市においては、市民参画の下、憲章をはじめとした京都市のこれまでの施策や取り組み、また、法の趣旨を踏まえ、いじめ未然防止及び早期発見、迅速かつ適切な対応、ならびにいじめ再発防止の施策を市民総がかりで推進するため、平成26年9月26日に市会の議決を頂き「京都市いじめの防止等に関する条例」を制定した。「京都市いじめの防止等取り組み指針」は、いじめの防止条例第9条の規定に基づき、いじめの防止などに関する取り組みの総合的かつ効果的な推進を図るために、平成29年3月に改定された国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の内容や本市の現状を踏まえ、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取り組みの一層の充実を目指し、取り組み指針の改定を行った。

今後とも、この「取り組み指針」に則り、子どもの成長に関わる全ての人々との協働のもと、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を構築するための施策、取り組みを一層推進する。

## 【 1 】 総則

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)第13条及び「京都市いじめの防止等取組指針」(平成29年9月改定)に基づき、本校のいじめ防止等の取り組みの基本的な方向、取り組み内容を策定するものである。

いじめの定義は(京都市いじめ防止等に関する条例第2条)子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等、当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった子どもが、心身の苦痛を感じているもの(当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。)をいう。また、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったり、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合や、一過性のけんかやふざけ合いなど、子どもたちの日常生活の中で日々生起し、常に指導が図られ、その都度解決に導かれる場合においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめには該当するため、いじめ対策委員会での情報共有等は必要である。

### (2) 基本理念

以下の3つの基本理念を、相互に連携した取り組みが継続的に行われることが重要である。また、昨今の子どもは、他者間の人間関係の構築について苦慮している状況が多く見られるため、自分の気持ちを調整し折り合いをつけながら、相手を尊重する気持ちや思いやりを持って行動ができるよう、発達段階に応じた

取り組みを促すことが必要である。

- ①全ての子どもが「正義感や公正さを重んじる心」「生命を大切にし、人権を尊重する心」「他人を思いやる心や社会貢献の精神」「道徳的価値を大切にする心」等に加え、社会の一員としての確かな規範意識を身につけると共に、他者へのいじめを行わないことはもとより、子ども自身がいじめ防止等の取り組みの当事者として、その解決に向けた主体的、積極的な取り組みを行うことができるよう育まれること。
- ②いじめ問題の解決に当たっては、いじめを受けた子どもの心に寄り添った対応を、いじめを行った子どもに対しては、単に表面的な言動のみを捉えるのではなく、そのいじめを行うこととなった背景も踏まえた対応を、迅速かつ的確に行い、再びいじめを行うことのないように対処すること。
- ③いじめを受けた子どもの保護者はもとより、いじめを行った子どもの言動に困りを感じている保護者についても、相談体制の整備をはじめ、必要な支援が行われること。

## 【 2 】学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### ○いじめ対策委員会・生徒指導委員会

#### 〈役割〉いじめ未然防止

- ・いじめを許さない環境づくりを行う。

#### いじめの早期発見、事案対処

- ・いじめの情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・情報の迅速な共有、アンケート調査や聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

#### 取り組みの検証等

- ・いじめの防止等基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ・いじめの防止等基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・いじめの防止等基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめの防止等基本方針の見直しを行う。

#### 役割の周知

- ・いじめ対策委員会の役割や構成員等を、全校集会や学校だよりを通じて、生徒や保護者、地域への周知を行う。

#### 〈構成員〉 学校長 教頭 生徒指導部長 補導主任 各学年主任 養護教諭

教育相談主任 スクールカウンセラー 生徒会主任 通級指導教室担当者 育成教員1

#### 〈実施予定〉 月1回(※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。)

- 〈内容〉
  - ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
  - ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
  - ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
  - ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら、いじめ対策委員会で問題解決まで、被害・加害双方に対し指導・支援を行う。
  - ・スクールカウンセラー便りにも、いじめに対する相談などを受け付けることを常に生徒へ伝える。

### ○補導係会

#### 〈構成員〉 学校長 教頭 生徒指導部長 補導主任 各学年補導係

#### 〈実施内容〉 隔週1回

- 〈内容〉
  - ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
  - ・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
  - ・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。

### 【 3 】 学校いじめ防止プログラム

#### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取り組み

##### ○ 学習環境の整備

- ・毎日の清掃活動や委員会活動を通じての環境美化に取り組み、学習環境を整えると共に、人権侵害を許さない学習環境をつくる。
- ・下校後の教室やフロアを、学級担任を中心に学年教員が点検し、いじめの兆候を早期に把握し、未然防止の対策を講じる。

##### ○ 授業改善

- ・生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・生徒の豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話、創作、表現活動等を取り入れた活動を行う。
- ・すべての生徒に対して学習基盤の定着を図る。

##### ○ 道徳教育、人権教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立する。
- ・「考え、論議する道徳」を基盤とした問題解決的、体験的学習を取り入れたいじめに関する道徳教育を行う。
- ・道徳の時間はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。
- ・生徒の発達段階に応じた身近な教材を用いて、生徒の琴線に触れる人権学習を展開し、より身近な人の人権を尊重できる学級・学年の雰囲気を醸成する。

##### ○ 生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・ファイナンスパークや職業体験、ボランティア活動等の体験や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める体験活動の充実を図る。
- ・学校行事である、文化祭、合唱コンクール、体育祭での縦割り活動を通して、他者との関わりを学び、生徒同士の主体的な活動を通して自治力を高める。
- ・生徒自らが規範について考え、行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言にもとづく生徒会アンケートを実施し、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。
- ・部活動のキャプテン会議の充実を図り、部活動が顧問の適切な指導助言のもと、生徒の自治機能が十分働き人権が尊重される部活動を創造する。

##### ○ 生徒同士の絆づくり

- ・生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視する。
- ・集団生活や集団活動の楽しさを実感し生徒が自動的に行う活動を支援する。
- ・体育祭の取り組みにおいて、一人一人の生徒の個性や特性に応じて、展示パネル製作と集団演技の色別の縦割り集団に分ける。4名～6名の小集団を組織し活躍の場を提供し自尊感情や自己肯定感を育み、いじめを許さない集団づくりに教職員と生徒が共に取り組む。
- ・海外支援を通して国際感覚を身につけ、広い視野に立って物事を見て、考えられる力を養い自己を高める。

#### (2) いじめの早期発見・積極的認知のための取り組み

- ・学校評価アンケートやいじめアンケート(5年間保存)を行い、各学級の実態把握に努める。
- ・休憩時間や昼休みに生徒を見守る姿勢で巡視する。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりを構築する。
- ・学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握の為に日常の生徒観察に努める。
- ・担任を中心とした保護者との連携を充実させ、保護者と共に協力し合いながら生徒の変化を早期に発見する。
- ・地域との連携を細かく丁寧に行い今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。
- ・日常の生徒観察に加えクラスマネジメントシート(5年間保存)(わたしのクラスアンケート わたしの毎日アンケート)を年3回(3年は2回)実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと、年2～3回(3年は2回)の教育相談週間を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、

学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

- ・日常の生徒観察に加え、いじめに関する記名式アンケートを実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・欠席調査や健康観察をしっかりと行い不調をきたしそうな生徒に早期に気づき、その情報を共有する。
- ・臨床心理士有資格者のスクールカウンセラーの相談体制の拡充や教育分野と社会福祉等の専門的知識、技術を有するスクールソーシャルワーカーの配置拡充を図り、組織としての機能を高め、具体的支援などの指導助言を行う体制を充実させると共に、子どもや保護者へスクールカウンセラーの役割など積極的に周知する。

### (3)いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取り組み

#### ○いじめに対する措置

##### ・丁寧な事実確認・聴き取りの徹底

いじめの通報、相談があった場合、まず何よりいじめを受けた生徒、いじめを行った生徒双方の話を個々に丁寧に聴き取り、何があったのかについて事実確認を行うことが重要である。日時、場所、いじめの様態、期間だけでなく、いじめを行うに至った経過や心情など。また、該当の生徒以外の周囲の生徒への聴き取り、アンケートを行うなどの方法も考えられる。聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、まとめておく。これらの取り組み経過、把握した内容は速やかに対策委員会に報告し、速やかに組織的対応をする。

##### ・いじめを受けた生徒の保護・支援等

確認した事実を基に組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた生徒に対しては、「絶対に守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示し、保護を第一に考えると同時に、いじめを受けた側には責任がないことを伝え、自尊感情を高めるように努める。また、保護者にも状況や経過等を説明し、必要な連携を求めるとともに、生徒や保護者の不安を取り除くように取り組む。必要に応じて、スクールカウンセラーや「子どもパトナカウンセリングセンター」などと連携し、いじめに対する後遺症のケアに努める。いじめを受けた生徒は、その以前にいじめを行った側のケースもあるので、一場面だけでなく、その経過、背景なども踏まえた上で対応をする。

##### ・いじめを行った生徒、保護者等への指導等

いじめを行った生徒及びその保護者へ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導等を行うとともに、保護者とも連携し、再発防止に向け適切かつ継続的に指導や支援を行う。この際、生徒の発達段階や発達特性等も踏まえて、いじめを行った背景についても十分に考慮する。

##### ・周囲の生徒への指導等

いじめに直接関わっていないが、いじめがあることを認識しているにも関わらず、それを傍観し注意しないことや放置することも、いじめを助長する一要因であることを説明し、集団としていじめの解決に取り組むことや、誰かにいじめを知らせるなど、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を指導する。

##### ・教育委員会への報告、警察との連携

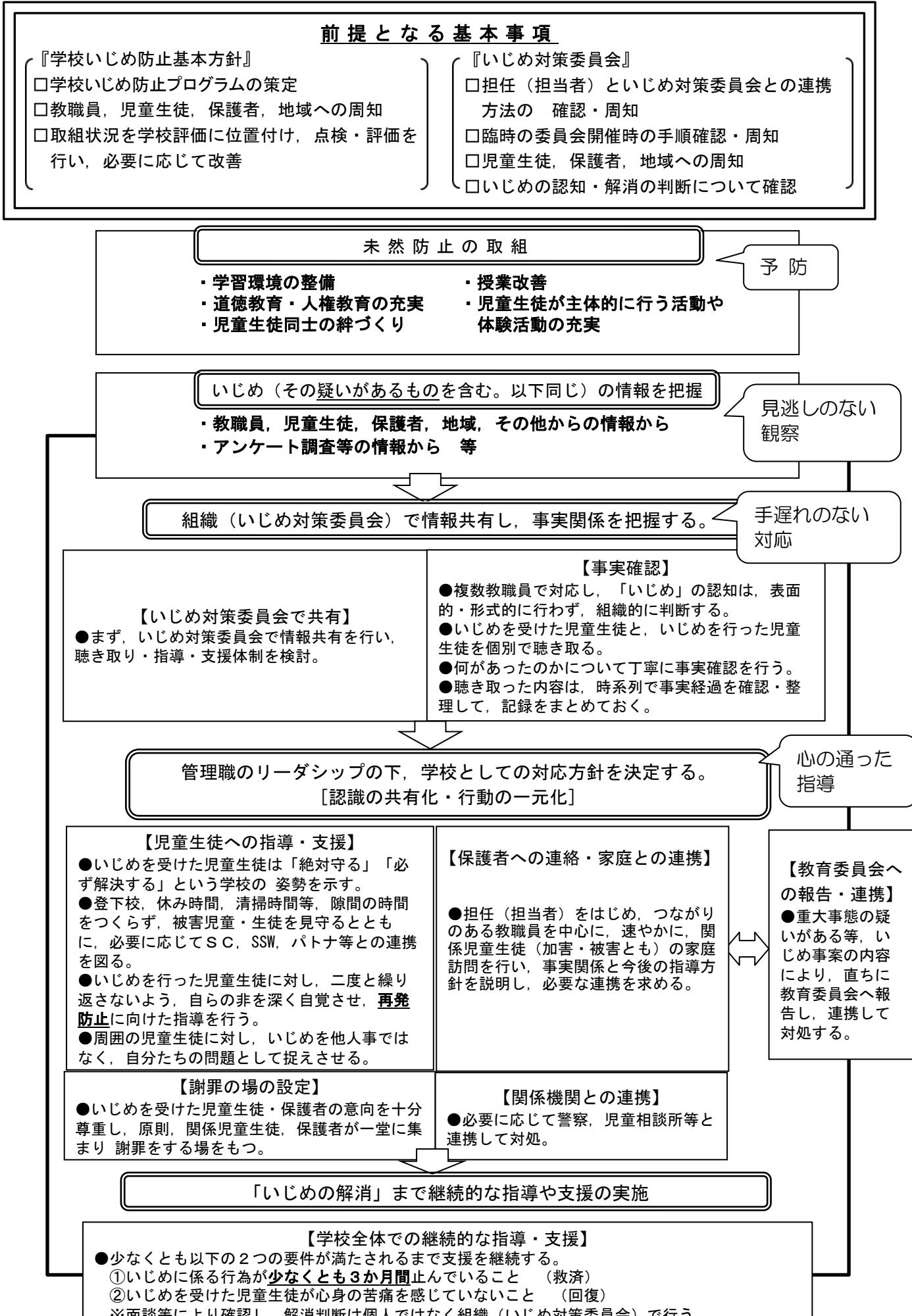
いじめの状況についての定期的な報告を教育委員会に行うとともに、重大事態が発生した場合(恐れがある場合を含む)等、いじめの内容等によっては、直ちに教育委員会に報告し、必要な指示等を受け、教育委員会と連携して対処する。

#### ○インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・生徒に情報モラルを身につけさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者側に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるための取り組みの実施。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」において、携帯電話、スマートフォンやインターネット等の危険性等を指導。
- ・携帯電話事業者と連携し「ケータイ教室」を実施し、携帯電話、スマートフォンの適切な使用について指導。
- ・インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みの事実があった場合は、実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・教科指導(社会科、技術・家庭科)の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。
- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用を禁止する。

○いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応(フローチャート図参照)

## 《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》



## ○いじめの解消

謝罪とその受け入れをもって、いじめが解消したとは安易に判断はできない。いじめが解消されている状態とは、以下の2つの要件が満たされている必要があり、この2つが満たされていたとしても、必要に応じて、他の事情も勘案して解消しているかどうか判断するものとする。再発の可能性も十分考えられるので、教職員は、いじめを受けた生徒を日常的に注意深く観察する必要がある。

### 1. いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的、または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、いじめ対策委員会でその状況を共有する。

### 2. いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。

## (4) 教職員の資質の能力向上の取り組み

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。  
(クラスマネジメントシートやいじめアンケートに関する校内研修を実施)
- ・定期的に生徒観察の視点点検(チェックシートの実施)を行い教職員相互で補完する。
- ・「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を常に念頭に置き、一人一人の生徒と向き合い、課題や問題に対し、その背景を的確に理解し、適切な指導と支援に努める。こうした基本姿勢のもと、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速かつ組織的な対応の徹底を図る。

## 【 4 】 保護者・地域、関係機関との連携

- ・いじめが子どもの心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性について、ホームページや広報誌等を活用して、保護者や市民、関係団体に周知する。
- ・いじめ防止には学校だけが取り組むのではなく、保護者や地域の理解・協力なしに防止はできることの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。
- ・いじめを防止するためにも学校で行われた道徳教材や生徒の感想などを学年通信等に記載していく。  
「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・事案の内容によっては、教育委員会が弁護士や臨床心理士等の専門職から助言を得て市立学校への指導助言を行うとともに、警察、保健福祉センター、児童相談所等の関係機関に連絡し、ケース会議を開催するなどの連携を図っていく。
- ・いじめを受けた生徒が長期に渡り、教育を受ける機会を損なわれる場合等については、当該生徒の区域外就学等の対応を検討するなど、安心して教育を受けられるように必要な措置を速やかに講じる。

## 【 5 】 重大事態への対処

### ○基本的な考え方

いじめを受けた生徒の状況に着目し、①「いじめにより当該学校に在籍する生徒などの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、②「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間(30日以上)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、具体的な事案の様態から判断した上で、重大事態と捉え対応する。

また、①②に相当しない場合でも、聞き取りや調査により、総合的に判断し重大事態と捉える場合がある。

### ○重大事案が発生したときの対応

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生

した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

\*学校いじめの防止等基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるものとする。方針で定めた、いじめ防止等の取り組みに係る達成目標を設定し、目標の達成状況について評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取り組みの改善を図る。

\*市立学校は、法第13条の規定に基づき、各校の実情等に応じて、各学校に係るいじめ防止等のための取り組みに関する基本的な方針を策定する。なお、策定に当たっては、学校運営協議会やPTA、地域団体から意見等を反映するよう努めるものとする。また、より実効性の高い取り組みを実施するため、学校いじめの防止等基本方針の意義や内容を教職員に徹底するとともに、定期的にいじめの防止等の取り組みや学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかについて検証などを行い、必要に応じて見直すことが必要である。協議や学校評価の結果をはじめとする取り組みの検証結果、学校運営協議会等での保護者や地域住民等の意見を考慮するものとする。

## 【 6 】年間計画

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止等の対応により、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催 や教職員の資質能力向上（校内研修）の 取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◆対策委員会 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報」 ◆校内研修会 「生徒指導上の確認事項」 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」	・入学式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・新入生歓迎会 ・クラス役員選挙 ・学級目標決め ・部活動ミーティング ・生徒会オリエンテーション	・前年度の記名式アンケート・クラスマネジメントシートについて確認と共有	・学校説明会で 保護者啓発
5	◆対策委員会 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ・小中連絡会 ◆校内研修会 「配慮を要する生徒及び気になる生徒の共通理解」	・憲法講話 ・3年生「修学旅行」	・第1回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有 ・教育相談の実施	・家庭訪問週間 ・PTA総会
6	◆対策委員会 「クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有・対策」 「記名式いじめアンケートの実施に向けて」 「アンケート結果の共有・対策」	・生徒総会 ・2年生「非行防止教室」	・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有	・休日参観 ・学年懇談会 ・公開授業週間 ・地生連総会
7	◆対策委員会 「夏季休業中の生活について」	・夏季休業前の注意事項 ・夏季学習会 ・学年集会		・三者懇談会 ・学校評価の実施

8	◇対策委員会 「いじめ防止プログラムの見直し PDCA サイクル」 「夏休み明けの生徒の気になる生徒の共有」 「不登校生徒の情報共有」	・生徒会リーダー講習会 ・支部生徒会交流会 ・全市生徒会議	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	・クリーンキャンペーン
9	◇対策委員会 「学校評価の実施に向けて」	・文化祭、合唱コンクール 体育祭に向けての取組 ・文化祭・合唱コンクール ・体育祭		
10	◇対策委員会 「学校評価の結果について PDCA サイクル」 「記名式いじめアンケートの実施に向けて」 「アンケート結果の共有・対策」	・小学生授業体験 「洛北のWA」 ・3年生「保育実習」	・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有	・学校評議会 ・公開授業週間 ・進路保護者会
11	◇対策委員会 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」	・クラス役員選挙	・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有 ・教育相談の実施 (3年進路相談)	・入学説明会
12	◇対策委員会 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムの見直し PDCA サイクル」 「次年度の基本方針の見直しについて」	・人権学習 ・冬季休業の注意事項 ・学年集会 ・クリスマスコンサート		・三者懇談会 ・学校評価の実施
1	◇対策委員会 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」 ◆年間反省（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・アクティブウイーク (各委員会の活動週間) ・1年生「百人一首大会」 ・小中連携の情報の集約		
2	◇対策委員会 「学校評価の結果について PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」			
3	◇対策委員会 「学校評価の結果について PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し PDCA サイクル」 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・3年生「薬物乱用防止教室」 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会	・記名式アンケートの保管 ・クラスマネジメントシートデータ保管	・学校評議会